平成10年9月28日

市条例第51号

改正 平成13年12月21日市条例第73号

平成20年12月25日市条例第123号

平成26年3月25日市条例第89号

平成31年3月19日市条例第85号

(設置)

第1条 海に囲まれた豊かな自然環境の中で、利用者が協力しながら自然体験活動、文化体験活動等を行うことにより、市民の心身の健全な育成に寄与するため、岡山市立大島自然の家(以下「自然の家」という。)を岡山市東区大島119番地1に設置する。

(事業)

- 第2条 自然の家は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 市民の自然体験及び交流事業を企画し、及び実施すること。
 - (2) シーカヤック及び天体観測施設の使用について指導を行うこと。
 - (3) 自然の家の施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(使用の許可)

- 第3条 施設等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、 必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

- 第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用を許可 しない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用の禁止等)

- 第5条 第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。 (使用許可の取消し等)
- 第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の 許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
 - (3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(使用料)

- 第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料は前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限 りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、 その全部又は一部を還付することができる。

(入所の制限)

- 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入所を拒み、又は退 所を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者
 - (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
 - (3) 秩序又は風俗を乱すおそれのある者
 - (4) その他施設の管理上支障がある者

(行為の制限)

第11条 自然の家において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を 受けなければならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為をすること。
- (2) 募金その他これに類する行為を行うこと。

(原状の回復)

- 第12条 使用者は、施設及び備品の使用を終わったときは、直ちに職員の指示に従いこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により、使用の許可を取り消され、又は停止されたときも同様とする。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に復し、市長はこれに要した費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ないと認めるときは、賠償額を減額し、 又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第3条から第9条まで、第1 4条、第15条及び別表の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(参考平成10年市教育委員会規則第18号でただし書に規定する部分は、平成 11年1月1日から施行)

附 則(平成13年市条例第73号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成14年4月1日以降の使用日に係るものから適用し、同 目前の使用日に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年市条例第123号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第14条を削り、第15条を 第14条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年市条例第89号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、 同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年市条例第85号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。 別表 (第7条関係)

1 宿泊室

(1) 宿泊

	使用区分	午後4時から翌日午前10時まで		
使用者区分		洋室	和室	
団体(1人1泊につき)	大人	1,460円	1,040円	
	小人	7 3 0 円	5 2 0 円	
団体以外(1人1泊につ	大人	2,090円	1,460円	
き)	小人	1,040円	7 3 0 円	

(2) 休憩

使用区分	使用料
大人	1人1時間につき 210円
小人	1人1時間につき 100円

2 その他の施設等

名称	使用料					
天体観測室	大人	1人1回につき	210円	宿泊者は無料		
	小人	1人1回につき	100円			
天体講習室	1時間につき	410円(天体観測に伴う場合は無料)				
研修室	1時間につき	210円				
食堂・厨房	大人	1人1時間につき	210円	宿泊室利用者(休憩の場合		
	小人	1人1時間につき	100円	を含む。)は無料		

風呂	大人	1人1回につき	210円	
	小人	1人1回につき	100円	
シャワー	大人	1人1回につき	100円	
	小人	1人1回につき	50円	
シーカヤック	1艇1時間につき 310円			

備考

- 1 これらの表において団体とは、引率者を含め20人以上のものをいう。
- 2 これらの表において小人とは4歳以上中学生以下の者をいい,大人とは小人以外 の者(4歳未満の者を除く。)をいう。
- 3 宿泊室の休憩における利用時間は、午前10時から午後4時までとする。